

吸収分割に係る事後開示書類

(簡易吸収分割)
(略式吸収分割)

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号および会社法施行規則第 189 条に基づき備え置く書面)

(承継会社：会社法第 801 条第 2 項および会社法施行規則第 201 条に基づき備え置く書面)

2020 年 4 月 1 日

T I S 株 式 会 社
株式会社インテック



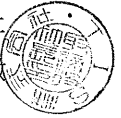
2020 年 4 月 1 日

(吸 収 分 割 会 社)

東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

T I S 株 式 会 社

代表取締役会長兼社長 桑 野 徹



(吸収分割承継会社)

富山県富山市牛島新町 5 番 5 号

株 式 会 社 イ ン テ ッ ク

代表取締役社長 北岡 隆之



T I S 株式会社および株式会社インテックによる吸収分割に係る事後開示書類

T I S 株式会社（以下、「T I S」という。）と株式会社インテック（以下、「インテック」という。）は、2020 年 1 月 21 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2020 年 4 月 1 日を効力発生日として、T I S の E D I 事業に関して有する権利義務をインテックに承継する吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。

本件分割につき、下記のとおり会社法第 791 条第 1 項第 1 号および同法第 801 条第 2 項に基づき、会社法施行規則第 189 条および同規則第 201 条規定の事項を記載し、これを T I S とインテックの本店に備え置きます。

なお、本件分割は、分割会社である T I S においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割、承継会社であるインテックにおいては同法第 796 条第 1 項に規定する略式吸収分割となります。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2020 年 4 月 1 日

2. 吸収分割会社（T I S）における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

（1）吸収分割をやめることの請求についての手続の経過（会社法第 784 条の 2）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条の 2 のただし書きの規定により、吸収分割会社である T I S の株主は吸収分割をやめることを請求することはできません。

（2）反対株主の株式買取請求についての手続の経過（会社法第 785 条）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 785

条第1項第2号の規定により、吸収分割会社であるT I Sの株主は株式の買取請求をすることができません。

(3) 新株予約権買取請求についての手続の経過（会社法第787条）

吸収分割会社であるT I Sは、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行しておりませんので、同条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議についての手続の経過（会社法第789条）

本件分割により、T I Sからインテックへ承継する債務は、重疊的債務引受の方法により承継することから、T I Sは、会社法第789条第1項第2号の規定により、会社法第789条第2項および同条第3項の手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継会社（インテック）における会社法第796条の2、第797条および第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求についての手続の経過（会社法第796条の2）

本件分割は、会社法第796条第1項に定める略式吸収分割に該当するため、同法第796条の2の規定の適用はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求についての手続の経過（会社法第797条）

吸収分割承継会社であるインテックの株主は、会社法第796条第1項に定める特別支配会社のため、株式の買取請求をすることができません。

(3) 債権者の異議についての手続の経過（会社法第799条）

吸収分割承継会社であるインテックは、会社法第799条第2項、同条第3項の規定に基づき、2020年2月3日付で官報公告および電子公告により公告を行いました。本件分割について異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

インテックは、効力発生日である2020年4月1日をもって、T I SのE D I事業に関する権利義務を承継いたしました。

なお、本件分割によってインテックがT I Sから承継した資産の額は22百万円（概算額）、負債の額は8百万円（概算額）であります。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

T I Sおよびインテックは、2020年4月1日付で本件分割に係る変更登記を予定していません。

6. その他、本件分割に関する重要な事項

インテックは、本件分割に際しT I Sに対して金銭等の交付を行っておりません。

T I Sおよびインテックにおいて、本件分割に伴う資本金および資本準備金の変動は生じ

ておりません。

以 上

